

マイナンバー制度における情報連携の開始について

マイナンバー制度導入の背景

- ▶ マイナンバー制度は、マイナンバーによって、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報として確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するため導入するもの。
- ▶ マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の各分野で導入されることとなっており、社会保障分野では、年金の受給状況の確認や、医療保険や児童扶養手当などを受給する際の所得の確認などに用いられ、添付書類の省略等が可能となる。

<マイナンバー制度導入までのスケジュール>

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
・5月 マイナンバー法成立	マイナンバー対応のための準備（システム開発、業務面での対応の検討等）			・7月18日 情報連携（試行運用）開始
		・10月 地方自治体から個人へのマイナンバーの通知開始	・1月 医療保険分野でのマイナンバー収集開始（申請書にマイナンバー記入欄を追加等）	↓ ・秋頃 情報連携の本格運用開始（予定）

医療保険におけるマイナンバーの利用

医療保険分野で利用可能とされた、健康保険法による保険給付の支給等に関する事務のうち、当面は以下の業務における低所得者区分の判定について、他の行政機関と情報連携を行い、所得情報や住民税が非課税であることの確認を行う。

- ・高額療養費
- ・高額介護合算療養費
- ・入院時食事療養標準負担額の減額認定
- ・入院時生活療養標準負担額の減額認定
- ・基準収入額適用申請（70歳以上で標準報酬月額が現役並所得の方について、自己負担額が2割になるか否か）の認定等

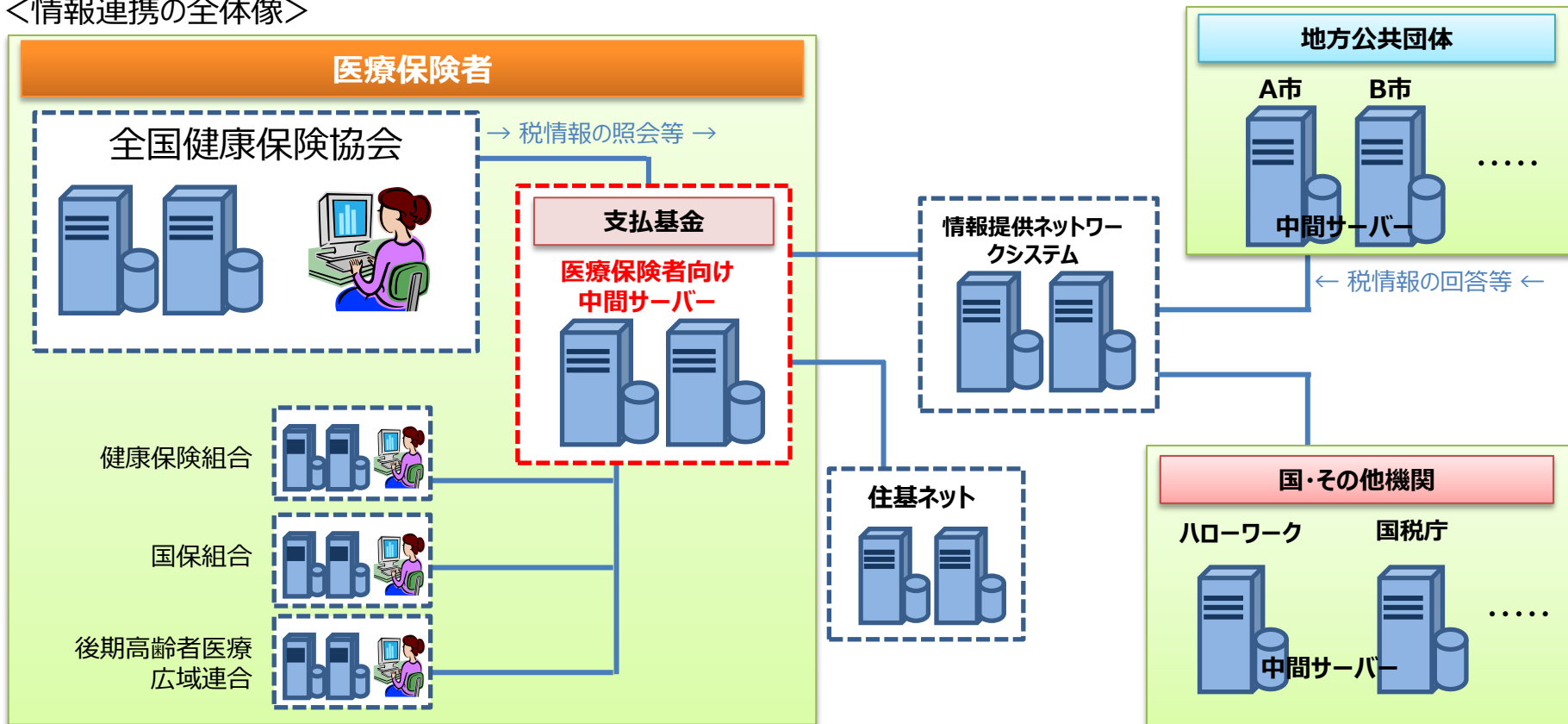
マイナンバー制度における情報連携の仕組みと今後の活用に向けた検討

- ▶ マイナンバーを活用した情報連携では、セキュリティー保護の観点から、マイナンバー取扱機関のシステム同士で直接やりとりを行うのではなく、「中間サーバー」と呼ばれるサーバーに情報連携に必要なデータを登録し、中間サーバーが他の機関の中間サーバーと情報の送受信を行う形式となっている。
- ▶ 今後はこうした仕組みなども活用して、医療等 I D や医療保険分野におけるオンライン資格確認の導入も検討されている。

～ 健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定、平成29年2月17日一部変更） <抄> ～

- ・ 医療保険のオンライン資格確認及び医療等 I D 制度の導入について、2018年度からの段階的運用開始、2020年度からの本格運用を目指してシステム開発等の準備を進め、病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などでの活用や、個人や保険者による健康・予防活動などへの活用を行う。
- ・ 医療関連分野については、個人情報を含む医療情報等の利活用に関する整備のため、マイナンバー制度の基盤を活用した医療等 I D 制度の導入、医療情報等の活用に係る社会的ルールの明確化とともに、民間活力を利用した持続可能なデータ利活用制度の設計を行う。

<情報連携の全体像>



中間サーバーの運営費用

- 平成29年7月以降、各医療保険者が中間サーバーの運営費用を負担することとなる。
 - ・ 加入者一人あたり月額は、6.64円（7月分は 4.25円）。
 - ・ 平成29年7月から平成30年3月までの協会けんぽの負担額は、約21億円となる。

（参考）協会けんぽにおけるマイナンバーの主な収集方法

- ① 70歳未満の被保険者については、日本年金機構から入手。
- ② 上記①以外の加入者については、地方公共団体情報システム（J-LIS）から入手。